

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
休日を
翌日と
する)

目 次

規 則

鳥取県通訳案内業法施行細則（観光課）

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則（職員課）

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則（ク）

鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部を改正する規則（経営流通課）

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則（水産課）

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則（会計課）

鳥取県会計規則の一部を改正する規則（ク）

主として保養の目的に供される住宅施設に係る区画について土地に関する権利の移転等の届出を要しない面積の上限を定める規則を廃止する規則（公園都市政策課）

告 示

漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正（水産課）

公布された規則のあらまし

◇職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

一 事務吏員をもって充てる職のうち、精神薄弱者福祉司を知的障害者福祉司に、保母及び保父を保育士に改めることとした。

◇鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

一 法令の新設に伴う改正

1 鳥取県個人情報保護条例に基づく事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針の作成を知事の決裁事項とすることとした。

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定等を福祉保健部長の専決事項等とすることとした。

3 鳥取県環境影響評価条例に基づく技術指針の策定等を知事の決裁事項等とすることとした。

二 法令の改正に伴う改正

1 家庭用品品質表示法に基づく販売業者が知事の指示に従わない旨の公表を生活環境部長の専決事項とすることとした。

2 森林法に基づく地域森林計画を樹立しようとする旨の公告等を農林水産部長の専決事項等とすることとした。

3 木材の安定供給の確保に関する特別措置法に基づく事業計画の認定に係る意見の聴取を農林水産部長の専決事項とすることとした。

4 建築基準法に基づく建築確認を行う指定確認検査機関の指定等を土木部長の専決事項等とすることとした。

三 法令の廃止に伴う改正

伝染病予防法等の廃止に伴い所要の規定の整備をすることとした。

四 権限配分の見直しに伴う改正

二 技術吏員をもって充てる職のうち、道路技手を道路技術員に改め、印刷技手長、印刷技手及び繭検技手を廃止することとした。

三 一の規則は、平成十一年四月一日から施行することとした。

2 現業職員の給与に関する規則及び現業職員就業規則について所要の規定の整備を行うこととした。

1 児童福祉法に基づく児童の住所等への立入調査の実施を児童相談所長の委任決裁事項とすることとした。

2 県営土地改良事業等に係る施設等の譲与の決定を農林水産部長の専決事項とすることとした。

3 建設省所管国有財産取扱規則に基づく面積が三万平方メートル以下（現行一万平方メートル以下）の国有財産の用途廃止に伴う寄附の受納等を土木事務所長の委任決裁事項とすることとした。

五 組織改正に伴う改正

全国育樹祭準備室の廃止に伴い所要の規定の整備をすることとした。

六 その他

所要の規定の整備をすることとした。

七 施行期日

この規則は、平成十一年四月一日から施行することとした。ただし、二の4は同年五月一日から、一の3（技術指針の策定に係る事務を除く。）は同年六月十二日から施行することとした。

◇鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部を改正する規則

一 平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者（据置期間中の者及び償還を猶予されている者を除く。）で、最近三月の売上高が前年同期に比べ十パーセント以上減少しているものの当該資金の償還を、一年間を限度として猶予することができるものとするものとした。

二 この規則は、平成十一年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 漁業経営安定資金に次の資金を加えることとした。（別表関係）

1 漁業者等の経営基盤の強化を目的とした組織又は事業の再編整備に伴う出

資金、退職金、保証金等の支払に必要な資金

2 漁業協同組合の広域的な合併に伴い設置される漁獲物の集荷販売施設の周辺への事業所の移転（当該移転に併せて行われる施設の近代化を含む。）を行うために必要な資金

二 一の資金の償還期間及び据置期間を次のとおりとすることとした。（第二条関係）

種 類	償還期間	据置期間
1の資金	五年以内	一年以内
2の資金	十五年以内	三年以内

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 この規則は、平成十一年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

一 建築物清掃業者登録手数料等五十四件の額を改めることとした。

二 新たに建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料等十四件の額を定めることとした。

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 この規則は、平成十一年四月一日から施行することとした。ただし、二は、同年五月一日から施行することとした。

◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

一 東部健康福祉センター、中部健康福祉センター及び西部健康福祉センターの出納員を総務企画課長から総務企画室長に改めることとした。（別表第一関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この規則は、平成十一年四月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県通訳案内業法施行細則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十三号

鳥取県通訳案内業法施行細則

通訳案内業法施行細則（昭和二十七年九月鳥取県規則第七十六号）の全部を改正する。
（趣旨）

第一条 この規則は、通訳案内業法（昭和二十四年法律第二百十号。以下「法」という。）及び通訳案内業法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（免許申請書）
第二条 省令第十二条に規定する免許申請書は、様式第一号のとおりとする。
（免許証再交付申請書等）
第三条 省令第十四条第一項に規定する再交付申請書及び書換え申請書は、それぞれ様式第二号及び様式第三号のとおりとする。

（免許手数料等の納付手続）
第四条 法第十条の規定による手数料の納付の手続については、鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）に定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第一号（第2条関係）

交付番号No _____

収入証紙
はり付け欄

通 訳 案 内 業 免 許 申 請 書

職 氏 名 様

通訳案内業免許を受けたいので、通訳案内業法施行規則第12条の規定により申請します。

年 月 日

郵便番号
住 所
申請者
（ふりがな）
氏 名
（ローマ字）
電話番号

添付書類

- 1 健康診断書
- 2 合格証書の写し
- 3 履歴書
- 4 写真2枚（最近6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦8センチメートル、横5.5センチメートルのもの）

様式第2号 (第3条関係)

交付番号No _____

収入証紙
はり付け欄

通 訳 案 内 業 免 許 証 再 交 付 申 請 書

職 氏 名 様

通訳案内業免許証を亡失(き損)したため、その再交付を受けたいので、通訳案内業法第9条の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住 所
申請者
(ふりがな)
氏 名
(ローマ字)
電話番号

記

交付年月日	年	月	日
交付番号	No		

添付書類

- 1 合格証書の写し
- 2 写真2枚(最近6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦8センチメートル、横5.5センチメートルのもの)
- 3 き損した場合にあっては、通訳案内業免許証

様式第3号 (第3条関係)

交付番号No _____

収入証紙
はり付け欄

通 訳 案 内 業 免 許 証 書 換 え 申 請 書

職 氏 名 様

通訳案内業免許証の記載事項に変更を生じたため、その書換えを受けたいので、通訳案内業法第9条の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住 所
申請者
(ふりがな)
氏 名
(ローマ字)
電話番号

記

交付年月日	年	月	日
交付番号	No		
変更事項			
変更前			
変更後			

添付書類

- 1 通訳案内業免許証
- 2 写真2枚(最近6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦8センチメートル、横5.5センチメートルのもの)

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十四号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二号中「精神薄弱者福祉司」を「知的障害者福祉司」に、「保母・保父」を「保育士」に改め、同表第三号中「印刷技手長」及び「印刷技手」を削り、「繭検技手・道路技手」を「道路技術員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

2 現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第九号及び第六条中「伝染病防疫作業手当」を「感染症防疫作業手当」に改める。

第七条第一項第二号中「道路技手」を「道路技術員」に改め、同項第三号中「伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)」に、「伝染病患者又は病毒感染の疑い」を「感染症の患者又は新感染症の所見」に改める。

別表第二中「印刷技手」を削り、「繭検技手、道路技手」を「道路技術員」に、

「交換室長又は印刷技手長」を「又は交換室長」に改める。

別表第四の備考2中「道路技手」を「道路技術員」に改める。

(現業職員就業規則の一部改正)

3 現業職員就業規則(昭和四十五年七月鳥取県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「道路技手」を「道路技術員」に改める。

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十五号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則(平成八年四月鳥取県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第十四号中「全国育樹祭準備室」を削る。

別表第二総務課の項第二号の次に次の一号を加える。

一の二 鳥	同条例第32条第1項の規定による事業者が	○
取県個人	個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針の作	
成	成	
成11年 3		
月鳥取県		
条例第3		

号)に基 づく知事 の権限に 属する事 務									
-----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第二職員課の項第一号ニ中「及び北九州市」を削り、同表市町村振興課の項第一号13の次に次のように加える。

13の2 同法第284条第3項の規定による市町村の広域連合の設立の許可	<input type="checkbox"/>								
13の3 同法第285条の2第1項の規定による市町村の一部事務組合又は広域連合の設置の勧告	<input type="checkbox"/>								

別表第二市町村振興課の項第一号16の次に次のように加える。

16の2 同法第291条の3第1項の規定による市町村の広域連合の組織、事務又は規約の変更の許可	<input type="checkbox"/>								
16の3 同法第291条の3第3項及び第4項の規定による市町村の広域連合の規約の変更の届出の受理	<input type="checkbox"/>								
16の4 同法第291条の10第1項の規定による市町村の広域連合の解散の許可	<input type="checkbox"/>								

別表第二障害福祉課の項第三号4の次に次のように加える。

4の2 同法第29条の規定による児童の住所等への立入調査の実施	<input type="checkbox"/>							児童相談所長
---------------------------------	--------------------------	--	--	--	--	--	--	--------

別表第二障害福祉課の項第八号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」とし、同号一中「精神薄弱者又は」を「知的障害者又は」とし、「精神薄弱者の」を「知的

障害者の」に改め、同号ニ中「精神薄弱者更生施設」を「知的障害者更生施設」とし、同号ニ中「精神薄弱者等」を「知的障害者等」とし、「精神薄弱者福祉司」を「知的障害者福祉司」と改め、同号ニ及び同号ニ中「精神薄弱者居宅生活支援事業」を「知的障害者居宅生活支援事業」と改め、同表第二十一号ニ中「精神薄弱者保護措置費」を「知的障害者保護措置費」と改め、同表児童家庭課の項第一号5の次に次のように加える。

5の2 同法第29条の規定による児童の住所等への立入調査の実施	<input type="checkbox"/>							児童相談所長
---------------------------------	--------------------------	--	--	--	--	--	--	--------

別表第二児童家庭課の項第二号ニ中「保母試験」を「保育士試験」と改め、同表第二十五号ニ中「違約金」を「償還金」と改め、同表第二十一号ニ中「保育所措置費国庫負担金」を「保育所運営費国庫負担金」と改め、同表健康対策課の項第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第12条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による医師からの届出の受理	<input type="checkbox"/>						保健所長
	2 同法第13条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による獣医師からの届出の受理	<input type="checkbox"/>						保健所長
	3 同法第14条第1項の規定による指定届出機関の指定	<input type="checkbox"/>						
	4 同法第14条第2項の規定による指定届出機関の管理者からの届出の受理	<input type="checkbox"/>						保健所長
	5 同法第14条第5項の規定による指定届出機関の指定の取消し	<input type="checkbox"/>						
	6 同法第15条第1項の規定による感染症の患者等に対する質問又は調査の実施	<input type="checkbox"/>						保健所長
	7 同法第17条第1項及び第2項の規定による健康診断の受診の勧告又は健康診断の措	<input type="checkbox"/>						保健所長

置の実施									
8 同法第18条第4項の規定による感染症の患者等でないかどうか等の確認				<input type="radio"/>	保健所長				
9 同法第19条(同法第26条において準用する場合を含む。)の規定による入院の勧告又は入院の措置の実施				<input type="radio"/>	保健所長				
10 同法第20条(同法第26条において準用する場合を含む。)の規定による入院の勧告若しくは入院の措置の実施又は入院の期間の延長				<input type="radio"/>	保健所長				
11 同法第27条(同法第50条第1項において準用する場合を含む。)の規定による患者がいる場所等の消毒の命令又は市町村に対する消毒の指示				<input type="radio"/>	保健所長				
12 同法第28条(同法第50条第1項において準用する場合を含む。)の規定によるねずみ族、昆虫等が存在する区域の指定及び駆除の命令又は市町村に対する駆除の指示				<input type="radio"/>	保健所長				
13 同法第29条第1項(同法第50条第1項において準用する場合を含む。)の規定による物件の移動の制限等の措置の命令				<input type="radio"/>	保健所長				
14 同法第29条第2項(同法第50条第1項において準用する場合を含む。)の規定による市町村に対する物件の消毒の指示又は廃棄等の措置の実施				<input type="radio"/>	保健所長				
15 同法第30条第1項(同法第50条第1項において準用する場合を含む。)の規定による死体の移動の制限又は禁止				<input type="radio"/>	保健所長				
16 同法第30条第2項ただし書(同法第50条第1項において準用する場合を含む。)の				<input type="radio"/>	保健所長				
規定による埋葬の許可									
17 同法第31条第1項(同法第50条第1項において準用する場合を含む。)の規定による生活の用に供される水の使用等の制限又は禁止の命令				<input type="radio"/>					
18 同法第32条第1項(同法第50条第1項において準用する場合を含む。)の規定による建物への立入りの制限又は禁止				<input type="radio"/>					
19 同法第32条第2項(同法第50条第1項において準用する場合を含む。)の規定による建物の封鎖その他必要な措置の実施				<input type="radio"/>					
20 同法第33条(同法第50条第1項において準用する場合を含む。)の規定による交通の制限又は遮断				<input type="radio"/>					
21 同法第35条第1項(同法第50条第1項において準用する場合を含む。)の規定による質問又は調査の実施				<input type="radio"/>	保健所長				
22 同法第38条第2項の規定による第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の指定				<input type="radio"/>					
23 同法第38条第5項及び第6項の規定による第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の指導				<input type="radio"/>	保健所長				
24 同法第38条第8項の規定による第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の指定の取消し				<input type="radio"/>					
25 同法第40条第3項の規定による診療報酬額の決定				<input type="radio"/>					
26 同法第40条第5項の規定による診療報酬				<input type="radio"/>					

	の額の決定に当たつての審査委員会等の意見の聴取						
27	同法第40条第6項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託		○				
28	同法第43条第1項の規定による感染症指定医療機関の管理者に対する報告の請求及び検査の実施		○				
29	同法第43条第2項の規定による診療報酬の支払の一時差止め又は差止め		○				
30	同法第45条第1項及び第2項の規定による新感染症に係る健康診断の実施の勧告又は健康診断の措置の実施			○			保健所長
31	同法第46条の規定による入院の勧告若しくは入院の措置の実施又は入院の期間の延長				○		保健所長

別表第二健康対策課の項中第十八号から第二十号までを削り、第二十一号を第十八号とし、第二十二号を削り、第二十三号を第十九号とし、第二十四号から第二十八号までを四号より繰り上げ、同表健康政策課の項に次の一号を加える。

十五	鳥取県環境影響評価条例(平成10年12月鳥取県条例第24号)に基づく知事の権限に属する事務						
1	同条例第4条第1項の規定による技術指針の作成		○				
2	同条例第50条第1項の規定による必要な報告若しくは資料の提出の要求又は立入調査の実施			○			
3	同条例第51条第1項の規定による必要な措置をとるべき旨の勧告			○			
4	同条例第51条第3項の規定による勧告に従わない旨及びその勧告の内容の公表			○			

別表第二県民生活課の項第四号中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2	同法第4条第2項の規定による指示に従わない旨の公表		○				
---	---------------------------	--	---	--	--	--	--

別表第二県民生活課の項第五十四号を削り、同表耕地課の項第八号中「(耕地課の所掌事務に係るものに限る。)」を削り、同号1中「(森林)」の次に「(耕地課の所掌事務に係るものに限る。)」を加え、同号中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2	県営土地改良事業等に係る施設等の譲与の決定		○				
---	-----------------------	--	---	--	--	--	--

別表第二林務課の項第一号2及び3を次のように改める。

2	同法第6条第1項の規定による地域森林計画を樹立し、又は変更しようとする旨の公告及び当該地域森林計画の案の縦覧		○				
3	同法第6条第3項の規定による地域森林計画の案についての鳥取県森林審議会及び関係市町村長並びに関係森林管理局長の意見の聴取			○			

別表第二林務課の項第一号中「(1)及び(2)を削り、同法10条中「第10条の8第5項及び第6項」を「第10条の5第7項及び第8項」に、「第10条の9第4項」を「第10条の6第4項」に、「承認」を「樹立についての協議」に改め、同法10条中「(1)及び(2)を削り、同法10条の9第1項」を「第10条の6第1項」に改め、同法11条第5項を「第19条第1項」に改め、「認定」の次に「、変更の認定及び認定の取消し並びに森林施業計画を変更すべき旨の通知」を加え、同法18条を同法10条に、同法19条を削り、同法20条中「第15条」を「第19条第1項」に

地区計画の区域内の建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の制限を強化しない建築物の承認					
48の3 同法第68条の3第5項の規定による地区計画の区域内の建築物の各部分の高さの制限を適用しない建築物の承認		○			

別表第二建築課の項第三号60の次に次のように加える。

60の2 同法第77条の22第1項の規定による指定確認検査機関の業務区域の変更の認可		○			
60の3 同法第77条の23第1項の規定による指定確認検査機関の指定の更新		○			
60の4 同法第77条の27第1項の規定による確認検査業務規程の認可		○			
60の5 同法第77条の30の規定による指定確認検査機関の確認検査の業務に係る監督上必要な命令		○			
60の6 同法第77条の31第1項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施		○			
60の7 同法第77条の34第1項の規定による指定確認検査機関の確認検査の業務の全部又は一部の休廃止の届出の受理		○			
60の8 同法第77条の35第1項又は第2項の規定による指定確認検査機関の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止の命令		○			

別表第二建築課の項第三号60中「(同法第86条第5項において準用する場合を含む。)」を削り、「承認」を「認定」に改め、同号69から68までを次のように改める。

66 同法第86条第2項の規定による既存建築物の位置等を前提とした総合的設計による同一敷地内建築物の認定		○			
67 同法第86条の2第1項の規定による公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定		○			
68 同法第86条の5第2項の規定による一定の複数建築物の認定の取消し		○			

別表第二建築課の項第三号69を70とし、68の次に次のように加える。

69 同法第86条の6第2項の規定による都市計画に基づく総合的設計による一団地の住宅施設に係る建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合等の制限を適用しない建築物の承認		○			
--	--	---	--	--	--

別表第二住宅課の項第七号一中「第24条第4項」を「第44条第6項」に改め、同号2中「第26条第1項」を「第48条第1項」に改め、同項第八号7及び第九号2中「第9条の2第1項」を「第9条の2」に改め。

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、別表第二建築課の項第三号の改正規定(同号48の2及び48の3に係る部分を除く。)については同年五月一日から、同表環境政策課の項に一号を加える改正規定(第十五号1に係る部分を除く。)は同年六月十二日から施行する。

鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十六号

鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業設備資金貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「十五年」の下に「とする。以下同じ。」を加え、附則に次の一項を加える。

6 平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者（据置期間中の者及び前項の規定により償還を猶予されている者を除く。）で最近三月の売上高が前年同期に比べ十パーセント以上減少しているものの当該資金の償還を、一年間を限度として猶予することができる。この場合において、当該資金に係る別表第二の規定の適用については、同表中「十二年」とあるのは、「十三年（附則第三項の規定により償還を猶予された者については、十四年）」とする。

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十七号

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号を次のように改める。

二 償還期間及び据置期間が、次の表の上欄に掲げる資金の種類に応じ、同表の中欄及び下欄に掲げる期間のものであること。

資金の種類	償還期間	据置期間
別表第五号の資金	五年以内	一年以内
別表第六号の資金	十五年以内	三年以内
その他の資金	一年以内	

附則第三項及び第四項を削る。

別表中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 漁業者等の経営基盤の強化を目的とした組織又は事業の再編整備に伴う出資金、退職金、保証金等の支払に必要な資金

六 漁業協同組合の広域的な合併に伴い設置される漁獲物の集荷販売施設の周辺への事業所の移転（当該移転に併せて行われる施設の近代化を含む。）を行うために必要な資金

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十八号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第三十八号の三から第三十八号の七までの規定中「三万三千元」を「三万五千元」に改め、同表第三十八号の八中「四万三千元」を「四万五千元」に改め、同表第八十号中「七万六千元」を「七万九千元」に改め、同表第八十号の二中「六万九千元」を「七万二千元」に改め、同表第八十号の三中「九万五千元」を「九万九千元」に改め、同表第八十号の四中「八万九千元」を「九万三千元」に改め、同表第八十号の五中「六万七千元」を「七万円」に改め、同表第八十号の六中「八万七千元」を「九万円」に改め、同表第八十号の七中「七万六千元」を「七万九千元」に改め、同表第八十号の八中「七万円」を「七万二千元」に改め、同表第八十号の九中「九万八千元」を「十万円」に改め、同表第八十号の十中「八万九千元」を「九万三千元」に改め、同表第八十号の十一中「六万八千元」を「七万円」に改め、同表第八十号の十二中「九万円」を「九万四千元」に改め、同表第八十号の十五中「三万九千元」を「四万円」に改め、同表第九十五号の二中「七万八千元」を「八万円」に改め、同表第九十五号の三及び第九十五号の四中「七千八百円」を「八千二百円」に改め、同表第九十五号の五中「五万九千元」を「六万千元」に改め、同表第九十五号を次のように改める。

百三十四 保育士試験手数料

八千七百円

別表第四百十一号の四中「千六百元」を「千八百円」に改め、同表第四百十一号の五中「五千四百円」を「五千七百円」に改め、同表第四百十一号の六及び第四百十一号の七中「千五百円」を「千七百円」に改め、同表第四百十六号を次のように改める。

家畜注射手数料

豚コレラ

百二十円

炭疽

百七十円

豚の流行性脳炎

百九十円

気腫疽

二百七十円

牛流行熱

四百四十円

イバラキ病

四百五十円

ニューカッスル病

五円

豚丹毒

百五十円

アカバネ病

千円

オーエスキー病

二百十円

その他血清類

千円

家畜薬浴手数料

別表第四百十七号中「マイコプラズマ病

四十三円

「マイコプラズマ病

四十三円

ヨーネ病

四十三円

酵素免疫測定法による検査

六百三十円 に改め、同表第六

を ヨーニン検査

百円

豚コレラ

二百六十円

十三号の五中「六千二百円」を「六千四百円」に改め、同表第六十三号の六中「一万二千円」を「一万四千円」に改め、同表第六十三号の七中「三千四百円」を「三千五百円」に改め、同表第六十三号の八中「二千九百元」を「三千円」に改め、同表第六十三号の九中「三万四千元」を「三万六千元」に、「五千七百円」を「五千九百元」

に、「四千八百円」を「五千円」に、「三千五百円」を「三千六百円」に、「五千四百円」を「五千七百円」に改め、同表第七十八号の十一中「一万五千円」を「一万七千円」に改め、同表第七十八号の十二中「九千八百円」を「一万千円」に改め、同表第七十八号の二中「十一万円」を「十二万円」に改め、同号の次に次の三号を加える。

百八十八の三 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料 三万三千円

百八十八の四 公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料 三万三千円

百八十八の五 道路内における建築認定申請手数料 二万七千円

別表第八十九号中「道路」を「公共用歩廊等の道路」に改め、同表第九十号中「十七万円」を「十八万円」に改め、同表第九十二号の次に次の二号を加える。

百九十二の二 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 三万三千円

百九十二の三 建築物の高さの特例認定申請手数料 二万七千円

別表第九十三号の六中「十一万円」を「十二万円」に改め、同号を同表第九十三号の十とし、同号の次に次の五号を加える。

百九十三の十一 総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料

建築物の数が二である場合にあつては七万八千円、建築物の数が三以上である場合にあつては七万八千円に二を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額

百九十三の十二 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料

百九十三の十三 同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請手数料

建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が一である場合にあつては七万八千円、建築物の数が二以上である場合にあつては七万八千円に二を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額

建築物（同一敷地内建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が一である場合にあつては七万八千円、建築物の数が二以上である場合にあつては七万八千円に二を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額

百九十三の十四 複数建築物の認定の取消し申請手数料

六千四百円に現に
存する建築物の数
に一万二千円を乗
じて得た額を加算
した額

百九十三の十五 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の
延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面
積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制
限の適用除外に係る認定申請手数料

二万七千円

別表中百九十三号の五を第百九十三号の九とし、第百九十三号の四を第百九十三号
の八とし、同号の前に次の三号を加える。

百九十三の五 地区計画の区域における公共施設の整備の状況に応じた
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限
の適用除外に係る認定申請手数料

二万七千円

百九十三の六 地区計画の区域における前面道路の幅員に応じた建築物
の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例又は建
築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定
申請手数料

二万七千円

百九十三の七 再開発地区計画の区域における建築物の延べ面積の敷地
面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る認定申
請手数料

二万七千円

別表中百九十三号の三を第百九十三号の四とし、同号の前に次の一号を加える。
百九十三の三 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適
用除外に係る認定申請手数料

二万七千円

別表第百九十四号の三中「三万六千円」を「三万七千円」に改め、同表第百九十四号
の四中「七千五百円」を「八千円」に改め、同表第百九十四号の五及び第百九十四号の

六中「四千円」を「四千五百円」に改め、同表第二百四号中「千九百円」を「二千二百
円」に改め、同表第二百五号及び第二百七号中「千七百円」を「二千円」に改める。

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、別表第百八十八号の二の次
に三号を加える改正規定、同表第百八十九号の改正規定、同表第百九十二号の次に二
号を加える改正規定、同表第百九十三号の六を同表第百九十三号の十とし、同号の次に五
号を加える改正規定、同表第百九十三号の五を第百九十三号の九とし、第百九十三号
の四を第百九十三号の八とし、同号の前に三号を加える改正規定及び同表第百九十三
号の三を第百九十三号の四とし、同号の前に一号を加える改正規定は、同年五月一日か
ら施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十九号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正す
る。

別表第一鳥取県東部健康福祉センターの項、鳥取県中部健康福祉センターの項及び鳥
取県西部健康福祉センターの項中「総務企画課長」を「総務企画室長」に改める。

別表第一の二の二の表中「精神薄弱者措置費」を「知的障害者措置費」に改める。

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

主として保養の目的に供される住宅施設に係る区画について土地に関する権利の移転等の届出を要しない面積の上限を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十号

主として保養の目的に供される住宅施設に係る区画について土地に関する権利の移転等の届出を要しない面積の上限を定める規則を廃止する規則

主として保養の目的に供される住宅施設に係る区画について土地に関する権利の移転等の届出を要しない面積の上限を定める規則(昭和五十九年十一月鳥取県規則第七十九号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百二十七号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十二号(漁業経営安定資金の利子補給率等について)の一部を次のように改正し、平成十一年四月一日から施行する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表を次のように改める。

資金の種類	貸付利率	利子補給率
規則別表第六号の資金	年二・七二五パーセント	年〇・六二五パーセント
その他の資金	年二・六パーセント	年〇・七五パーセント